

(2013年1月4日現在)

1. 商品名	譲渡性預金 (NCD)
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. お預入れ期間	1日以上 2年以内 ※満期日を指定する期日指定方式 ※自動継続のお取扱いはできません。
4. お預入れ	
(1) お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。
(2) お預入れ金額	1,000万円以上
(3) お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	満期日以後に一括して払戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	お預入れ時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用いたします。
(2) 利払頻度	①預入期間が2年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いいたします。 ②預入期間が2年の場合には、中間利払日（預入日から1年後の応答日）以後および満期日以後に一括してお支払いいたします。 ※中間利息をご請求される場合は、当行所定の「譲渡性預金中間払利息支払請求書」をお取引店にご提出ください。 ※中間利息の適用利率は預入時の約定利率です。 ※満期日にお支払いする利息は、中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率により計算いたします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
(4) 期後利息	満期日以降の利息はお付けいたしません。
7. 税金	個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） 法人のお客さま…総合課税（ただし、非課税法人の場合は除きます。） ※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
8. 譲渡について	・この預金は、利息（未払の中間払利息を含む）とともにのみ譲渡することができます。（元利金の一部を譲渡することはできません。） ・譲渡する際は、当行所定の「譲渡通知書」に、譲渡人と譲受人双方が記名捺印（譲渡人は届出印を押捺）のうえ、確定日付を付し、証書とともにお取引店にご提出ください。なお、「譲渡通知書」に押印された譲受人の印影は、譲受後の当該預金の届出印といたします。
9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱い	中途解約することはできません。
11. 金利情報の入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12. 参考事項	預金保険制度の対象外です。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772